

新型インフルエンザ 予防と対策

■新型インフルエンザの流行が続いています

町内でも小中学校の学級閉鎖や保育所での集団感染が発生しており、今後さらに感染が拡大する可能性があります。みなさん一人ひとりが、今まで以上に感染予防に努めることが大切です。

今回の新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと同様に軽症で終わる方が大部分です。感染が疑われる場合は早めに医療機関で受診し、自宅療養に努めましょう。

■受診する医療機関

◇持病(基礎疾患)などがあってかかりつけの医師がいる方

⇒かかりつけの医師に電話をし、マスクを着用して受診してください。

◇妊娠している方

⇒かかりつけ産婦人科医で直接受診することは極力避け、あらかじめ産婦人科医と相談して決めた医療機関に電話し、マスクを着用して受診してください。

◇呼吸困難・意識がもうろうとしているなど症状が重い方

⇒なるべく早く入院設備のある医療機関で受診しましょう。必要なら救急車を呼び、必ずインフルエンザの症状があることを伝えましょう。

■自宅療養における注意点

自宅療養で大切なことは、患者さんの体調管理をすることと、家族内での感染拡大を防止することです。特に発症した翌日から7日間、加えて熱が引いてから2日間は注意しましょう(詳しくは10月末に配布しました冊子『みんなで防ごう!新型インフルエンザ』をご覧ください)。

『総合発熱相談センター』

☎31-5800

【問い合わせ先】

伯耆町新型インフルエンザ対策本部

☎68-3111

下水道への早期接続をお願いします

伯耆町では、より快適で衛生的な生活環境を実現するため、下水道整備を行っています。

ご家庭で下水道をご利用いただくことで、清潔で快適な生活を送ることができるとともに、自然環境の保全にもつながります。下水道が使えるようになった地域のご家庭は、1日も早く下水道に接続してください。

なお、接続の際は、必ず伯耆町排水設備指定工事店に工事を依頼しましょう。

下水道をお使いの皆さまへ

皆さまが下水道に流されたものは、下水処理場で、きれいな水にするために浄化処理されます。下水道の老朽化を防ぎ、下水処理場の負担を軽減するため、次の点に気を付けてください。

台所では	台所の流しに、野菜くずやご飯の残り・天ぷら油などの食用廃油を流すと、配管が詰まり、汚水がご家庭内の配管からあふれ出してしまう恐れがありますので、絶対に流さないでください。 また、油分を取り除くためのグリストラップ装置を設置している飲食店・事業所では、悪臭・ゴキブリや小ばえの発生原因になりますので、定期的にグリストラップ装置を清掃してください。
水洗トイレでは	配管が詰まる原因になりますので、トイレにトイレットペーパー以外の紙、生理用品などの異物は絶対に流さないでください。
浴室では	配管が詰まる原因になりますので、なるべくごみや髪の毛を、排水口に流さないでください。
洗濯では	下水処理場の負担を軽減するため、洗剤は自然に優しいものを使用し、必要以上の量は使わないようにしてください。

各ご家庭の下水道の排水設備は個人の財産であるため、その維持管理は、各ご家庭で行っていただくこととなります。

個人で業者に点検、清掃を依頼される場合は、事前に作業内容や見積書の内容・金額などについて、よく確認しましょう。

【問い合わせ先】 地域整備課 上下水道室 ☎68-5540

■申告に必要なもの■

(1)申告相談には、次のものが必要となります。

- ① 税務署から申告書を送付されている方は、その申告書と同封の書類
- ② 印鑑(認め印可)
- ③ 申告者本人名義の口座番号がわかるもの
※所得税の還付金がある場合に必要となります。

(2)申告の内容により必要となる書類などがありますので、下記により書類などをご持参ください。

①給与収入及び年金収入がある場合	・給与、年金の源泉徴収票 ※支払を受けている全ての源泉徴収票をお持ちください。
②事業所得等がある場合(営業、農業および不動産等)	・収入金額及び経費をまとめたもの
③医療費控除を受けられる方	・平成21年中に支払をした医療費の領収書と保険などで補填された金額がわかるもの ※支払の領収書は個人ごと、病院ごとに仕分けし、合計してください。
④社会保険料控除を受けられる方	・平成21年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料などの支払額がわかるもの
⑤生命保険料控除、地震保険料控除を受けられる方	・各種保険料の支払証明書
⑥住宅借入金等特別控除を新たに受けられる方	・住民票の写し、借入金の年末残高証明書、登記簿謄本および工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
⑦公共事業により土地及び家屋等の譲渡があった方	・土地及び家屋等の買取り証明書(公共事業の収用の場合のみ) ・売買契約書などの関係書類
⑧障害者控除を受ける場合	・身体障害者手帳、療育手帳など ※平成21年12月31日時点で介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者控除認定書の交付を受けることにより障害者控除の対象となります。 ※障害者控除認定書の交付が必要な方は、印鑑をご持参の上、総合福祉課総合生活相談室(☎68-5535)もしくは、なのはな生活課(☎62-0711)で申請してください。
⑨個人年金の受取がある方	・受取金額及び必要経費のわかる書類
⑩生命保険などの満期返戻金等の受取がある方	・受取金額及び必要経費のわかる書類
⑪寄付金控除(ふるさと納税など)	・支払証明書または自治体に寄付をした領収書
⑫その他	・その他申告に必要なと思われる書類等

【問い合わせ先】 住民課 税務室 ☎68-3114

米子税務署「確定申告会場」の開設

自分で申請書を作成することが難しい場合は、確定申告会場をご利用ください。

と き 2月10日(水)から3月15日(月)(土・日・祝日は除きます。)

受付時間 9:00~16:00

と ころ 米子コンベンションセンター(ビッグシップ)2階 国際会議室

内 容 確定申告の相談

※米子駅前簡易駐車場(米子コンベンションセンター前の立体駐車場)に駐車される方は、駐車券をお持ちください。相談時間内の駐車料金が、無料となります。

【問い合わせ先】米子税務署 ☎32-4121